

**農村地域(小国町大宮地区)と企業とのマッチング支援事業
業務委託仕様書(企画提案用)**

1 事業の目的

企業との協働による地域課題の解決や地域の活性化を目指し、企業とのマッチングから協働活動に至るまで地域に寄り添い、伴走支援することにより、地域の発展・維持に向けた取組みの促進を図る。

2 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 地域課題の明確化、地域の理解醸成

- ① 企業とのマッチングに向けて地域課題の共有・整理のための場を設け、課題をより明確にするとともに、話し合いの場におけるファシリテーターとなって地域住民の意見を引き出し、企業との協働イメージを地域内で共有できるようにすること。
- ② 企業受入れ（関係人口創出の取組み）に向け、企業との良好な関係が築けるよう地域の理解醸成を図ること。

(2) 企業とのマッチング支援

- ① 県みらい企画創造部「地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業」を受託した者（以下「仲介事業者」という。）が実施する企業の発掘活動について協力すること。
- ② 仲介事業者が実施するフィールドワーク（2回程度を予定）において、地域の魅力を伝えるためのプロモーションやプレゼンテーションを実施すること。
- ③ 企業との円滑なマッチングや協働に向け、都市と地方の両方の視点を持ちながら地域への適切なアドバイスを行うこと。
- ④ 地域の伴走支援者として、企業に対し、地域の意向を伝達・代弁すること。
- ⑤ 本事業における取組みを一過性のものとせず、事業終了後も地域と企業が継続して協働活動できるよう、その体制や取組方法等について検討し、環境づくり（下準備）を行うこと。

(3) 取組みに関する情報発信

- ① 仲介事業者が実施する成果報告会において、地域での取組内容について報告すること。
- ② 本事業における地域や地域での企業の活動についてメディアや広報紙等を活用して情報発信し、対象地域における関係人口創出の取組みを周知すること。

(4) 上記(1)～(3)に付随する業務

- ① 事業の推進における問題点・課題等を共有し関係者間の認識統一を図るため、業務月報を作成し県に報告すること。報告様式等については、契約後に県と協議し決定すること。
- ② 上記(1)～(3)の実施結果及び問題点等を取りまとめ、次年度の取組みの改善に向けた提言を付け加えたうえで、事業完了報告書として県に提出すること。
- ③ その他、事業の遂行に必要な業務を行うこと。

4 地域の概要

人口（世帯数）	58人（19世帯）
面積	0.129 km ²
高齢化率	44.8%
主な産業	農業、畜産業
主要農作物	米、ホールクロップ
活用したい地域資源	大宮子易両神社、産小屋（県指定文化財）、 町民の森
主な地域イベント	さいづ焼き、お田植え祭、しめ縄作り、 納涼祭、例大祭、新嘗祭、抜穂祭
宿泊施設の有無	無

5 業務の再委託について

- (1) 業務の一部を第三者に再委託するときは、事前に県の承認を得なければならない。ただし、総合的企画、業務遂行管理、委託者との連絡調整などの中心的業務は再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める当該受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

6 留意事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むこととする。ただし、本事業の実施において発注者の旅費は除く。

- (4) 受注者は、この事業を実施するにあたって知りえた企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。
- (5) 受注者は、自己や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (6) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任をもって対応するものとする。
- (7) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (8) 本事業の関係書類は、事業終了後5年間保管すること。

7 雜則

この仕様書に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、協議のうえ別に定める。